

Do! ボランティア

32



マイペースで続ける活動 白百合の会



私たちは、旧旭市の母子寡婦福祉会の会員で構成する、ボランティア団体です。

現在は、20人ほどの会員が4つの支部に分かれ、月2、3回、福祉施設での洗濯物の整理や車いす利用者の補助、海岸清掃、木曽義昌公史跡公園の草取りなどをしています。

以前は、一人暮らしのお年寄りに配る給食の盛り付けや配達をしたり、福祉施設で行われるおもちつきなどの行事をお手伝いしたりしていましたが、会員も高齢になり、今までと同じようにボランティア活動を続けて行くことが、少し大変になってきました。60歳代半ばから70歳代後半まで、支部によっては車の運転をできる人が誰もいなくなってしまったので、自転車やコミュニティバスを利用して集会所まで出掛けることもあります。それでも、周囲の皆さんから「ありがとうございます」「ご苦労さまです」などの声を掛けていただくと、また頑張ろうという気持ちが湧いてきます。ただいた笑顔が何よりの活力源

です。

これからは、高齢になった一人暮らしの人の話し相手になるなど、精神的な、心の面のお手伝いもできれば良いと思っています。

これからも、会員一同健康に気を付けて、無理せずマイペースで、いろいろな形でボランティア活動を続けていきたいと思っています。

〈問い合わせ先〉

旭市社会福祉協議会

☎ 57-5557



データシート

人のうごき

【12月1日現在】	前月比
人 □ 70,377人	(-12人)
男 34,434人	(-2人)
女 35,943人	(-10人)
世帯数 24,804世帯	(+7世帯)

【11月分の移動】

転入 114人	出生 39人
転出 97人	死亡 68人

火災

【11月分】	今年の累計
建物火災 2件	(18件)
その他火災 0件	(11件)

交通事故

【11月分】	今年の累計
事故件数 182件	(1833件)
死亡者数 1人	(4人)

消費生活 豆知識



⑨ 悪質商法の根絶のために

特定商取引法は、訪問販売や電話勧誘販売など消費者トラブルの多い特定の取引形態について、事業者が守るべきことや、トラブル解決のためのルール(クーリング・オフなど)を定めています。この法律が一部改正され、12月1日に施行されました。

【訪問販売のこんなトラブルに対応】

- ①クーリング・オフしようとしたら、対象外商品と断られた。
→契約書を受け取った日から8日以内(マルチ商法・内職商法などは20日以内)であれば、原則無条件で契約解除できます。自動車など一部の例外を除き、原則すべての商品・役務が対象になりました。
- ②断っているのに長時間居座られるなど、勧誘がしつこい。
→訪問販売業者は一度断られたら、同じ商品を再び勧誘することは、原則禁止です。
- ③日常生活ではとうてい必要でない大量の商品を買わされた。
→契約後1年間は契約解除できることになりました。

消費者がこのような知識を持ち、泣き寝入りしないことで悪質業者が減っていきます。困ったらあきらめずに相談してください。

問い合わせ先／商工観光課商業振興班 (☎62-5874)